制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

　　令和７年７月14日

鳥取県知事　　平　 井　 伸　 治

１　調達内容

（１）業務の名称

複合機（カラー　高速機）（経営企画課）１台の賃貸借及び保守業務

なお、括弧内の「カラー　高速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は入札説明書による。

（２）借入物品の名称

　　　複合機（カラー　高速機）（経営企画課）１台

（３）業務の仕様

入札説明書による。

（４）業務期間及び賃貸借期間

業務期間は令和７年９月１日から令和11年10月31日までとし、賃貸借期間は令和７年10月１日から令和11年９月30日までとする。ただし、令和８年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和11年９月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

（５）納入期限

　　　入札説明書による。

（６）納入場所

　　　入札説明書による。

（７）入札書の記載方法

本件入札は、紙入札により行うので、複合機１台当たりの月間賃借料及び複写に係る片面１枚当たりの保守料の単価（小数点以下第２位までを記載することができる。）を記載し、入札説明書に示す方法に従って計算した本件公告に示した賃貸借物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する月間賃借料及び保守料単価は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とすること。

　　　また、この契約は、賃貸借にあっては１台１月当たりの単価、保守業務にあっては複写片面１枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

２　入札参加資格

　　本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）本件調達公告に示した借入物品（公告日以降に調達したものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

３　契約担当部局

　　鳥取県企業局経営企画課

４　入札手続等

（１）入札の手続に関する担当部局

　　 〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目271

　　　鳥取県企業局経営企画課

　　 電話　0857-26-7443

電子メール　kigyou@pref.tottori.lg.jp

（２）業務の仕様に関する担当部局

　　 〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目271

　　　鳥取県企業局経営企画課

　　 電話　0857-26-7443

電子メール　kigyou@pref.tottori.lg.jp

（３）入札説明書等の交付方法

令和７年７月14日（月）から同年８月５日（火）までの間にインターネットの企業局ホームページ（[http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoukyoku/](http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=404)）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

　　ア　交付期間及び交付時間

　 　　 令和７年７月14日（月）から同年８月５日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

　　イ　交付場所

（１）に同じ

（４）郵便等による入札

　　　不可とする。

（５）入札及び開札の日時及び場所

ア　入札日時

令和７年８月20日（水）午後２時20分

イ　開札日時

アに同じ

ウ　場所

〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目271

　　　　鳥取県庁第２庁舎４階　第28会議室

５　入札参加者に要求される事項

（１）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない

（２）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を４の（２）の場所に令和７年７月25日（金）午後５時までに提出すること。

（３）本件入札に参加を希望する者は、（２）の機種承認を受けた後、２の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和７年８月５日（火）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（４）入札参加者は、（２）及び（３）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

６　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として年間賃借料及び年間保守料の合計金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第８号。以下「財務規程」という。）第65条の４に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の５の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第112条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

７　その他

（１）入札の無効

　　　２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（２）契約書作成の要否

　　　要

（３）落札者の決定方法

　　　本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の５の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

（４）手続における交渉の有無

　　　無

（５）その他

詳細は、入札説明書による。